公立大学法人宮崎県立看護大学不正防止計画

平成30年4月1日

I. 目的

「宮崎県立看護大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」第4 条に基づき、公的研究費の適正な執行、管理を行うため「公立大学法人宮崎県立看護大 学不正防止計画」を策定し、実施する。

II. 不正防止計画

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
○責任・権限の認識不足、	○各責任者が異動する際、後任者に対しても責
時間の経過に伴う責任意識の低下	任・権限を認識させるため、十分な引き継ぎを
	実施する。また、各責任者は、定期的な研修会
	に必ず出席し、認識の低下を防ぐ。

2. 適正な運営・管理のための環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
○公的研究費の手続きに関するルール	○手続きに関するルールを明確にし、公的研究
が理解されていない。	費の運営・管理に関わる教職員に資料を配付。
	説明会等でも周知徹底する。
○公的研究費の事務処理に関する職務	○規程等で公的研究費の事務処理に関わる教
権限が明確に定められておらず、適切な	職員の権限と責任について明確に定めるとと
決裁手続きが行えていない。	もに、実態との乖離を防ぐため、定期的な見直
	しを図る。
○公的研究費の運営・管理に関わる教職	○不正使用問題に対する意識の向上と、正しい
員の不正使用問題に対する意識が低い	知識の修得のため、公的研究費の運営・管理に
または、正しい知識を身につけていな	関わる教職員を対象とした不正使用に関する
l',	研修を実施する。
○不正に係る調査の体制・手続き等を明	○不正使用に関する告発を受けた際の調査に
確に示した規程等が整備されていない。	係る体制及び手続き等を明確に示した規程を
	整備する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
○不正防止計画を策定・実施したにもかか	○不正使用事案の調査において、具体的な
わらず、新たな不正使用事案が発生する。	不正発生の要因の把握、分析を進めるとと
	もに、他大学等における対応等も参考にし
	つつ、不正防止計画の見直しを行い、必要
	な再発防止策を追加する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
○予算執行状況が適切に把握されていない	○システムで予算執行状況を定期的に把握
ため、予算執行が集中する等の事態が起こ	し、適正な執行の指導・助言を行う。
る。	

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
○通報窓口がわかりにくいため、不正使用	○通報窓口など、本学における不正防止へ
が潜在化する。	の取組についてホームページ等を通じて学
	内外に周知する。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
○不正防止を推進する体制の検証及び不正	○不正が発生するリスクに対し重点的にサ
発生要因に着目したモニタリングが不十分	ンプルを抽出するなど、不正が起きる要因
であるため、不正発生のリスクが高い。	等を踏まえた実効性の高いリスクアプロー
	チ監査を実施する。